

CLOSE UP  
給付金

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルスの感染拡大によるひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している方等に対し、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を給付することとなりました。

給付金には基本給付金と追加給付金があります。

■給付金の対象となる方

【基本給付金】

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方(全額支給停止の方を除く)

②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がった方等  
※②③はすでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または、一部停止されたと推測される方も対象

【追加給付金】上記①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

■給付額・申請手続き

【基本給付金】1世帯5万円、2子以降1人につき3万円を1回に限り支給。

①/申請不要。8月末以降に、令和2年6月分の児童扶養手当が支給された口座に振り込む予定です。  
②・③/申請時点で居住する住所の市区町村へ申請してください。  
【追加給付金】1世帯5万円を1回に限り支給。申請時点で居住する住所地へ申請してください。

■申請期限

令和3年2月26日(金)

詳細は、市ホームページをご確認いただくかお問合せください。

問 市民保険課 ☎57-8506

CLOSE UP  
給付金

香南市事業者等応援給付金の申請を受け付けています!

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者等で、左記の要件に該当する方に、「香南市事業者等応援給付金」を給付します。

国が実施している持続化給付金の対象とならない範囲で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者等に対し、事業の継続および雇用の維持を支援することを目的に「香南市事業者等応援給付金」を給付します。

■対象

市内で事業を営む中小企業、個人事業者等(農業者等含む)で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している月がある方

■給付額

●法人……………上限 40万円  
●個人事業者等 ……上限 20万円

【給付額の計算方法】

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲20%以上50%未満月の売上×12カ月)

■申請方法

申請書に必要な事項を記入し、必要書類とともに提出。申請書は本庁舎・各支所で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※申請に必要な書類の詳細は、事業者等応援給付金係へお電話ください

■申請期限

令和3年1月29日(金)まで



問 商工観光課

香南市事業者等応援給付係  
☎50-6693

CLOSE UP  
こども

令和2年度市町村民税額確定に伴う保育料の改定について

令和2年度の市町村民税額が6月に確定したことをうけて、9月以降の保育料が改定される方にお知らせを郵送します。

特定教育・保育施設の保育料は、世帯員の市町村民税課税額により算定しています。

4月から8月の保育料は前年度(令和元年度)の市町村民税課税額「※1」を基礎に、9月から3月の保育料は当年度(令和2年度)の市町村民税課税額「※2」を基礎に算定します。

※1/平成30年1月1日から平成30年12月31日までの収入に対しての課税

※2/平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入に対しての課税

令和2年度の市町村民税額が6月に確定したことをうけて、9月以降の保育料が改定される方には、改定後の保育料のお知らせを8月下旬頃に郵送します。

世帯の状況および市町村民税額に変更のあった方は、9月以降

の保育料が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

令和2年度の税の申告はお済みでしょうか? 税の申告がまだの方は、令和2年1月1日に住民登録をしていた市区町村で、税の申告をしていただきますようお願いいたします。



問 こども課 ☎57-7522

CLOSE UP  
マイナンバー



マイナンバーカードのオンライン交付申請をお手伝いします

「マイナンバーカードの交付申請、スマホやパソコンから自分で申請するのは不安」という方のために、パソコンのオンライン申請のサポート窓口を開設します。

要です。必要書類についてはお問い合わせください

■開設場所 市役所市民保険課

■開設時間 9時~17時

■予約電話 ☎56-2155

希望者が集中しないように事前予約制となりますので、お電話でご予約ください。

申請後1カ月半から2カ月後にマイナンバーカードが市役所に届きますので、ご本人が市民保険課窓口へ来庁し、暗証番号を設定後、お受け取りください。

または、申請時に暗証番号の決定を行い、通知カード・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)・現在お持ちのマイナンバーカード(更新の方のみ)をご返却の方は、自宅に本人限定受け取り郵便で送付することもできます。(相談ください)

問 市民保険課 ☎57-8506